

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 43 号

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例の制定について

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例等
の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例

(函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例
の一部改正)

第 1 条 函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める
条例(平成 25 年函館市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項第 1 号中「第 8 条の 2 第 18 項」を「第 8 条の 2 第
16 項」に改める。

(函館市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例
の一部改正)

第 2 条 函館市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める
条例(平成 25 年函館市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項第 1 号中「第 8 条の 2 第 18 項」を「第 8 条の 2 第
16 項」に改める。

(函館市指定介護予防サービス等の事業の人員, 設備および運営なら
びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の
方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 3 条 函館市指定介護予防サービス等の事業の人員, 設備および運営
ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支
援の方法に関する基準等を定める条例(平成 25 年函館市条例第 24

号)の一部を次のように改正する。

第203条第1項中「第8条の2第11項」を「第8条の2第9項」に改める。

第238条中「第8条の2第12項」を「第8条の2第10項」に改める。

第255条中「第8条の2第13項」を「第8条の2第11項」に改める。

(函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改める。

第45条第10項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

第71条中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。

附 則

この条例は，平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

介護保険法の一部改正に伴い規定を整備するため